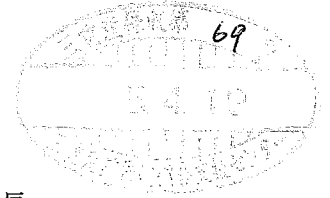


三労発基 0417 第2号  
令和5年4月17日

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長  
(公印省略)

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を  
改正する政令等の施行について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和5年政令第69号）が令和5年3月23日に、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第29号）及び労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（令和5年厚生労働省告示第88号）が令和5年3月27日に公布及び告示され、別添施行通達を踏まえ、一部の事項を除き、令和5年10月1日から施行することとなりました。

つきましては、改正の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきましてもご協力を賜りますようお願い申し上げます。